

# 傍聴要領

(佐賀県社会福祉審議会)

## 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、事務局に申し出て、審議会の委員長の承諾を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第、終了します。

## 2 会議を傍聴するに当たり守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴するものとし、拍手その他の方法により、言論に対して賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

## 3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、審議会の委員長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記 2 に違反したときは、審議会の委員長が注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。